

令和 8 年度

第 5 回沖縄地方最低賃金審議会

日 時 令和 8 年 9 月 24 日(木) 9 : 30～
場 所 那覇第二地方合同庁舎 1 号館
共用大会議室(2 階)

議事次第

- 1 沖縄地方最低賃金審議会の意見（沖縄県最低賃金の改正決定について）に対する異議の申出について
- 2 その他

令和8年度 第5回沖縄地方最低賃金審議会資料一覧

- | | | |
|---|--|--------|
| 1 | 最低賃金法等（抜粋） | P1～P2 |
| 2 | 沖縄地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立（写）
申出人 一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会会長 大嶺 健太郎
（令和8年9月16日付け） | P3～P4 |
| 3 | 2026年度沖縄地方最低賃金答申にたいする異議申出（写）
申出人 沖縄県労働組合総連合議長 穴井 輝明
（令和8年9月18日付け） | P5～P6 |
| 4 | 沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）
（写） | P7～P8 |
| 5 | 沖縄県最低賃金の改正について（答申）（写） | P9～P13 |

最低賃金法（抜粋）

（地域別最低賃金の決定）

第10条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。

（最低賃金審議会の意見に関する異議の申出）

第11条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第一項の規定による最低賃金審議会の意見に係る地域の労働者又はこれを使用する使用者は、前項の規定による公示があつた日から十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日から十五日を経過するまでは、前条第一項の決定をすることができない。

第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

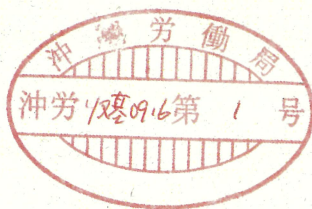
最低賃金審議会令（抜粋）

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。



令和8年9月16日

沖縄労働局
局長 宮本 淳子 殿

一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会
会長 大嶺 健太

沖縄地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立

沖縄地方最低賃金審議会は、9月3日に沖縄県の最低賃金を1時間当たり63円引き上げて1,086円とする意見を貴職に提出しました。昨年と同時期の12月2日に効力日を迎える予定でも、価格転嫁先への折衝や賃金全体の改定見直しに至るまでの期間があまりにも短すぎるため、9月3日付「沖縄地方最低賃金の意見に関する公示」に基づき、(一社)沖縄県ビルメンテナンス協会は以下の通り異議申し立てを行うものです。

記

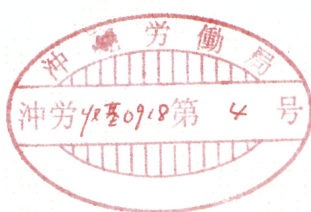
【申立の趣旨】

最低賃金改定の効力日を令和9年3月31日にすること。

【申立の理由】

1. 答申から効力日まで3か月程度で改定が行われると、賃金改定による原価上昇分を価格転嫁する顧客との価格改定折衝期間があまりに短く、更に契約期間途中での金額増額交渉は、従来から困難を極め、国、地方自治体を含め、増額改定は殆ど行われておりません。その結果、企業経営を圧迫し企業の存亡に関わる事態も生じております。
2. 最低賃金改定は、単に最低賃金に抵触する使用人だけの賃金改定に止まらず、使用人全体の賃金体系の見直しを行わなければなりません。最賃上昇分と社会保険等累進課税増額分、年次有給休暇消化賃金上昇分及び交代職員賃金上昇分等を賄う原資の捻出が必要になります、効力日までに半年程度の猶予準備期間が望ましい。

よって、一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会は、沖縄地方最低賃金審議会の意見に異議を申し立て、申立の趣旨記載のとおり、効力日を令和9年3月31日に変更することを求めるものです。



2026 年 9 月 18 日

沖縄労働局長 宮本 淳子 様

 沖縄県労働組合総連合
 議長 穴井 輝

2026 年度沖縄地方最低賃金答申にたいする異議申出

沖縄地方最低賃金審議会は 9 月 3 日、今年度の沖縄県最低賃金について、現行の時間額 1,023 円から 63 円引き上げて 1,086 円とする答申を出されました。発効日については、2024 年まで続いてきた 10 月発効日から 2 ヶ月も遅く、全国で最も遅い 12 月 2 日となっています。

10 回に及ぶ専門部会で議論を重ねたことについては敬意を表しますが、8 時間働けば普通に暮らせる賃金水準には程遠く、首都圏などとの賃金格差解消の展望も見えてきません。中小企業への国による直接的な経営支援の拡充・強化は、待ったなしの課題であり、地方からの強いメッセージの発信が求められると考えます。しかし、答申では価格転嫁対策、業務改善助成金の活用等について触れる程度で、中小企業が最も必要とする国による直接的な経営支援の拡充・強化について全く触れられていません。以上のことから、下記に異議を申し立てます。

記

1. 答申された時間額 1,086 円のままで最低賃金を決定することについては、不服です。沖縄県労連が 2020 年に行った最低生計費試算調査では、那覇市に住む 25 歳女性独身独居で時給 1,662 円が必要との結果でした。その後、物価の急上昇が続いており、物価上昇を勘案すると、1,700 円以上の時給が必要と考えられます。沖縄の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差是正を諮るため再度の審議を求めます
2. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して、公正取引の徹底、社会保険料の補助など、有効な中小企業・小規模事業所支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください
3. 発効日が全国で最も遅くなっていることから、最低賃金での年間収入は最下位となります。早い時期へ発効日の変更を求めます

以上

写

沖労発基 0924 第 1 号
令和 8 年 9 月 24 日

沖縄地方最低賃金審議会
会 長 上江洲 純子 殿

沖縄労働局長
宮本 淳子

沖縄地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、令和 8 年 9 月 16 日付けで一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会会長 大嶺健太郎から、同年 9 月 18 日付けで沖縄県労働組合総連合議長 穴井輝明から、別添のとおり最低賃金法第 11 条第 2 項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求める。

写

沖 地 最 審 第 5 号
令和 8 年 9 月 3 日

沖縄労働局長
宮本 淳子 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会 長 上江洲 純子

沖縄県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 8 年 7 月 1 日付け沖労発基 0701 第 1 号をもって貴職から諮問のあった沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、別紙 2 のとおり令和 6 年 10 月 9 日発効の沖縄県最低賃金（時間額 952 円）は令和 6 年度の沖縄県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、当審議会として、政府等に対し別添のとおり付帯決議するので、格別の対応を強く要望する。

沖縄県最低賃金

1 適用する地域

沖縄県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1,086 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 8 年 12 月 2 日

沖縄県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 沖縄県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 952 円
- (3) 発 効 日 令和 6 年 10 月 9 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 6 年度
- (3) 生活保護水準 (令和 6 年度)
生活扶助基準(第 1 類費＋第 2 類費＋期末一時扶助費)の沖縄県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 (95,872 円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額 (注) と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1 箇月換算額

$952 \text{ 円 (沖縄県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 箇月平均法定労働時間数)} \times 0.824$
(可処分所得の総所得に対する比率 (※)) = 136,337 円

(※) 令和 8 年 7 月 10 日、中央最低賃金審議会の「令和 8 年度第 2 回目安に関する小委員会配布資料」に示された比率。

別添

(1) 目安の提示について

中央最低賃金審議会が引上げ額の目安を提示するに当たっては、ランク毎の明確な根拠・具体的なデータに基づく納得感のある提示を行うことを引き続き強く求める。

(2) 最低賃金の発効日について

最低賃金発効までのプロセスについては、現状では、①結審から発効日までに価格転嫁や、賃金改定などの諸手続きのための十分かつ必要な準備期間を確保する必要があること、②公契約について、最低賃金改定に伴う契約の改定が翌年4月になることがあり、最低賃金改定に伴う人件費上昇分が赤字要因となり得ること、③社会保険に加入していない非正規職員による就業調整が生じた場合の人員不足の問題、④最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支援策利用時の計画の策定等に相当な期間を要し、助成金の支給までの期間が長期化することなど、中小企業・小規模事業者にとって多くの課題が顕在化している。

このため、使用者側からは、最低賃金引上げの原資の確保に向けての各企業の十分な準備期間を確保するため、最低賃金の発効日を、1月以降の指定日発効とすることを強く要望するとの意見が示された。

一方、労働者側からは、労使交渉による賃上げの手段をもたない未組織労働者をはじめとする社会の隅々に、春闘等における賃上げ結果を速やかに波及させるため、10月の早い段階で発効すべきとの意見が示された。

また、発効時期については事業者の置かれている状況や業種、契約形態等によって事情が異なり、様々な考えがある。

これら発効日に関する労使双方の意見は昨年も示されており、それを踏まえ、当審議会は、昨年、国及び中央最低賃金審議会に対し、指定日発効のあり方について、地方最低賃金審議会に議論を委ねるのではなく、発効日を定めた法14条2項の趣旨及び解釈指針を明確に示し、必要に応じて法改正も視野に入れた検討を直ちに行うべきことを強く要望したところである。

しかしながら、国及び中央最低賃金審議会は、解釈指針等を何ら示すことなく、「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和8年6月23日付け）において、「発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること」と述べるにとどまり、今年度もまた地方最低賃金審議会に議論を委ねている。

そこで、当審議会は、改めて、国及び中央最低賃金審議会に対し、発効日について地方最低賃金審議会に議論を委ねるのではなく、発効日を定めた法14

条2項の趣旨及び解釈指針を明確に示し、必要に応じて法改正も視野に入れた検討を直ちに行うべきことを強く要望するものである。

(3) 価格転嫁対策について

国に対し、価格転嫁対策について「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月、中小企業庁）に基づく、労務費等を適切に転嫁できる取組の更なる実効性強化を図ることと併せて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和8年1月1日改正）」を改めて周知することを求める。

また、価格転嫁対策を事業者間取引の分野だけでなく、対消費者分野においても徹底するため、最終消費者である国民に広く価格転嫁への理解を求めるなど、賃上げ原資の確保につなげる取組みを継続的に実施し、中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境整備を行うよう引き続き要望する。

(4) 業務改善助成金の活用等について

国に対し、最低賃金の引上げの影響を大きく受ける業種の生産性向上支援など、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5カ年計画」に基づき、実効性のある施策を実施するよう要望するとともに、県に対し、最低賃金引上げにかかる中小企業事業者への実効性のある支援策の実施を求める。

また、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、当該助成金の活用を希望する事業者の利便等を考慮し、申請期間及び賃金引上げの対象期間の見直しを行うとともに、手続きの簡素化等により助成金の支給までの期間の短縮に努めるよう要望する。

特に、令和8年度の業務改善助成金については、発効日の前日（12月1日）までの引上げが対象となっているところ、国においては最低賃金の引き上げを政策目標とする以上、次年度以降は引上げ対象期間をより柔軟に広く設定すべきである。

(5) 公契約に係る改善要望について

公契約について、今年も参考人招致等において、最低賃金改定後の労務費上昇分を反映した契約の時期が、新年度の予算措置後の翌年4月になるなどの事例報告があったところである。

このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが63円となったことを踏まえ、公共調達の契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議するとともに、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう受注者の申出に速やかに対応し、これを徹底することを改めて求める。